

山梨県公報

第六百七十一号

令和八年

七月十三日

月曜日

目次

告示

○道路の区域変更

公告

○換地計画の適当決定

○公共測量の実施

○開発行為に関する工事の完了について（二件）

公安委員会

○デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基
本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

告示

山梨県告示第二百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和八年八月三日まで一般の縦覧に供する。

令和八年七月十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大野夏狩線
- 三 道路の区域

区間		旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
都留市鹿留字上ノ山二五九二番一地先から 都留市鹿留字檜原七八八番一地先まで		旧	七・一 一六・三	一五四・一
		新	一一・四 一八・九	一五四・一

公 告

◎ 換地計画の適当決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、北杜市長から認可申請のあった農業基盤整備促進事業（原長澤地区原長澤工区）の換地計画を適当と決定したので、同条第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることが出来る。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取り消しの訴えを提起することができる。

令和八年七月十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和八年七月十四日から同年八月十二日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から同年八月二十七日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和九年一月十三日まで

◎ 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中北農務事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年七月十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- | | | |
|---|-------|------------------------|
| 一 | 測量の種類 | 公共測量（三級基準点網図） |
| 二 | 測量の地域 | 山梨県北杜市大泉町寺所 |
| 三 | 測量の期間 | 令和八年六月十一日から令和九年三月十二日まで |

◎ 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和八年七月十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市石和町八田字塚之越三一四番一の

一部、三二一番一の一部、五五四番一及び五五五番二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県笛吹市石和町八田三二〇番地 友愛工

業株式会社 代表取締役 天川 修二

◎ 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和八年七月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市石和町広瀬字早稲田七二九番一、七二九番三、七三〇番一、七三〇番三、七三一番一、七三一番二、七三一番三、七三二番、七三三番一、七三三番二、七三三番四、七三三番五、七三三番六、七三四番一、七三五番一、七四〇番九、七四〇番一〇、七四一番一、七四一番三、七四一番四、七四二番一、七四二番三、七四三番一、七四三番三及び七四四番一及び四日市場字大口町一七三二番二、一七三二番八、一七三二番一一、一七三五番、一七三七番一、一七三七番二、一七三七番三、一七三七番四、一七三八番一、一七三八番二、一七三八番三、一七三八番四、一七三八番五、一七三八番六、一七三九番一、一七三九番二、一七三九番三、一七四〇番一、一七四〇番二、一七四〇番三、一七四〇番四、一七四〇番五、一七四〇番六、一七四〇番七、一七四〇番八、一七四〇番九、一七四一番一、一七四一番二、一七四一番三、一七四一番四、一七四一番五、一七四二番、一七四三番、一七四四番、一七四五番、一七四六番一、一七四七番一、一七四七番四、一七四七番五、一七四八番一、一七四九番二、一七八一番二、一七八一番四、一七八一番五、一七八一番六、一七八一番一一、一七八二番一、一七八三番一、一七八四番一、一七八四番三、一七八四番四、一七八四番五、一七八四番六、一七八四番七、一七八四番八、一七八五番二、一七八五番五、一七八五番六及び一七八五番七並びに四日市場字白山町一七三六番一、一七三六番二及び一七三六番三

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号 株

式会社カインズ 代表取締役社長 高家 正行

公安委員会

山梨県公安委員会規則第四号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和八年七月十三日

山梨県公安委員会

委員長 高 橋 英 尚

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（山梨県公安委員会公文規則の一部改正）

第一条 山梨県公安委員会公文規則（平成十三年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（公文の公示）

第七条 規則、告示及び公告は、次のいずれかに掲げる方法により公示するものとする。

一 山梨県公報発行規則（昭和二十八年山梨県規則第五十二号）の定めるところにより山梨県公報に登載する方法

二 公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（公安委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のいずれにも該当するものにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を公安委員会の掲示板に掲示し、又は公示事項を公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を執ることによって行う方法

イ 公安委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

ロ インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

（山梨県特例施設占有者の指定等に関する規則の一部改正）

第二条 山梨県特例施設占有者の指定等に関する規則（平成十九年山梨県公安委員会規

則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「を公安委員会の掲示板に掲示して」を「により」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、山梨県公安委員会公文規則（平成十三年山梨県公安委員会規則第七号）第七条の規定を準用する。

第三条中「を公安委員会の掲示板に掲示して」を「により」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、前条第三項の規定を準用する。

第四条第三項中「を公安委員会の掲示板に掲示して」を「により」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二条第三項の規定を準用する。

（山梨県暴力団排除条例施行規則の一部改正）

第三条 山梨県暴力団排除条例施行規則（平成二十三年山梨県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項を次のように改める。

（公示送達の方法）

第二十一条 条例三十八条第三項の公安委員会規則で定める方法は、公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び次項において同じ。）と公示事項（条例第三十八条第三項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（公安委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 公安委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。

次項第二号において同じ。）を使用するもの

第二十一条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第三十九条第一項の規定により公安委員会が同項に規定する命令を警察本部長に行わせる場合における当該命令に係る条例第三十八条第二項の規定による公示送達（次項において単に「公示送達」という。）については、公示事項（送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び警察本部長がその書類

をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨をいう。以下この項において同じ。）を、警察本部長の使用に係る電子計算機と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（警察本部長の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を警察本部の掲示板に掲示し、又は公示事項を警察本部の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を執ることにより行うものとする。

一 警察本部長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するもの

（山梨県暴力団排除条例第三十六条第五項の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則の一部改正）

第四条 山梨県暴力団排除条例第三十六条第五項の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成二十八年山梨県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

（意見聴取の公示）

第十五条 条例第三十六条第二項（条例第三十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、意見聴取の期日及び場所（以下この項において「公示事項」という。）を、公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（公安委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を公安委員会の掲示板に掲示し、又は公示事項を公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を執ることにより行わなければならない。

一 公安委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

第十六条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項中「及び場所」とあるのは「又は場所を変更した旨」と読み替えるものとする。

第二十三条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項中「意見聴取」とあるのは「新たな期日における意見聴取」と読み替えるものとする。

（山梨県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分及び延滞金に関する規則の一部改正）

第五条 山梨県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分及び延滞金に関する規則（平成十八年山梨県公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「を公安委員会の掲示板に掲示して」を「により」に改める。

第三条第三項中「を公安委員会の掲示板に掲示することによって」を「により」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。